

全空連外発1の第5号

2011年7月21日

御中

全国空襲被害者連絡協議会

運営委員長 星野 弘

Tel/Fax 03-5631-3922

「全国空襲連」へ団体加入のお願い

謹啓 表記のお願いを突然に致しまして失礼をします。

私たちは、全国空襲被害者連絡協議会(略称・全国空襲連)です。「空襲被害者等援護法(仮称)」を制定して、国の責任において空襲等による犠牲者及びその遺族に対する救済措置、被害の実態調査を要請し、再び戦禍をくりかえさせてはならない運動をしている団体です。

東京大空襲、大阪空襲訴訟原告団とは、直接に裁判にかかわっていないことでは異なる団体ですが、ゆがんだ戦後処理をただすことでは共通の願いで共同をしています。

現在、我が国の戦後補償制度は旧軍人・軍属の方々には、総額50兆円を超える国家補償や援護がなされています。

また、引揚者や原爆による被爆者に対する援護措置もとられ、最近ではシベリア抑留者についての特措法が成立し、施行されるようになりました。

しかし、先の大戦の死没者だけでも50万人を超えるという民間空襲被害者に対しての救済・援護は、現在まで何も行われておりません。おおぜいの被害者は、いまなお存在し、障害や後遺症に苦しみながら生活を送られている方や、遺族の方がいます。

今日では、国に責任のない天災についても災害弔慰金の支給に関する法律(昭和48年第82号)、被災者生活再建支援法(平成10年法律第62号)により、被災者個人に対して公的助成がなされています。

戦争のように、国家のつくり出した危険の中で、生命・身体を犠牲にされた民間人被害者に対してのみ、戦争だからがまんせよと受忍を迫ることは、あまりにも不均衡であり、正義に反します。

このように、差別なき戦後補償立法の制定を求め、立法府に要請する私たち全国空襲連の運動を励まし、支援して下さいますか。

全国空襲連は、共同代表に作家の早乙女勝元さん、弁護士の中野武敏さん、学者の荒井信一さん、ジャーナリストの前田哲男さんと斎藤貴男さん、名誉顧問に杉山千佐子さん(全国戦災傷害者連絡会)と運営委員会の役員を選出し、個人、団体の会員の意見や経験が反映出来るように運営しています。

年会費の個人は、1口2,000円。団体は1口5,000円です。会費の他に募金、寄付による支援の扱いもしています。

なお、会費の口数の変更、納入の時期などは、みなさまのご都合にあわせ、ご送金いただければ結構です。なにとぞよろしくお願い致します。

敬具